

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月19日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第3号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (家畜の伝染性疾病の種類) | (家畜の伝染性疾病の種類) |
| 第4条 条例第4条第2項に規定する人事委員会の定めるものとは、次に掲げるものとする。 | 第4条 条例第4条第2項に規定する人事委員会の定めるものとは、次に掲げるものとする。 |
| (1) [略] | (1) <u>口蹄疫</u> |
| (2) [略] | (2) [略] |
| (3) [略] | (3) [略] |
| (4) [略] | (4) [略] |
| (5) [略] | (5) [略] |
| (6) [略] | (6) [略] |
| (7) [略] | (7) [略] |
| | (8) [略] |
| | (9) <u>高病原性鳥インフルエンザ</u> |
| | (10) <u>低病原性鳥インフルエンザ</u> |
| (8) [略] | (11) [略] |
| (9) [略] | (12) [略] |
| (10) [略] | (13) [略] |
| (11) [略] | (14) [略] |
| (12) [略] | (15) [略] |
| (13) [略] | (16) [略] |
| (刑事作業手当) | (刑事作業手当) |
| 第13条 [略] | 第13条 [略] |
| 2～5 [略] | 2～5 [略] |
| 6 条例第10条の2第1項第16号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。 | 6 条例第10条の2第1項第16号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。 |
| (1)～(4) [略] | (1)～(4) [略] |
| | (5) <u>暴力団等から危害が加えられるおそれのある者の身边において行う警戒の作業又は当該者の住居、業務を行う場所等の周辺において固定配置により行う警戒の作業</u> |
| 7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 | 7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 |
| (1)～(15) [略] | (1)～(15) [略] |
| (16) 条例第10条の2第1項第16号の作業 | (16) 条例第10条の2第1項第16号の作業 |
| ア～エ [略] | ア～エ [略] |

| | |
|--------------------|---|
| 8 [略] | <u>オ 第6項第5号の作業 作業1日につき820円（同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、260円）</u> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。